

浜松市公共事業評価実施要綱

第1条 目的

公共事業（以下、「事業」という）の効率性及びその実施過程の透明性の向上を図るため、事前評価、再評価、事後評価を実施する。

- （１） 事前評価は、事業の必要性、効果、実効性、妥当性等を客観的に評価し、事業実施に至るまでの経緯を明確にするもの。
- （２） 再評価は、事業採択後すでに長期間が経過している等の事業の再評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じてその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合に事業を休止又は中止するもの。
- （３） 事後評価は、事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、その結果を同種事業の計画、調査等へ反映するもの。

第2条 事業の定義

この要綱における事業とは、以下の各号に掲げるものとする。

- （１） 公共性を有する施設等の整備
- （２） （１）の整備効果を促進する事業
- （３） （１）および（２）の実施のために策定される計画

第3条 評価の対象

対象とする事業は、産業部、都市整備部、土木部及び上下水道部が所管する事業のうち、災害復旧に係る事業を除いた以下の各号に掲げるものとする。

- （１） 各部にて策定する当該要綱に係る細目（以下「細目」という）で定める事業
- （２） 事業所管課が、規模及び特性を考慮して必要であると選定する事業
- （３） 事後評価実施後において下記のいずれかに該当する事業

事後評価において、対応方針を「効果の発現が十分ではないが、今後時間の経過により効果の発現を期待する。」としたもの

事後評価において、対応方針を「改善措置が必要であり、その改善措置を講じる。」としたもの

事業所管課が改めて事後評価が必要と判断したもの

第4条 評価の時期

評価の実施時期は次のとおりとする。ただし、国庫補助金等の交付を受けて実施する事業については、国が定める要領等に規定する年度に実施する。

1 事前評価

実施時期は、事業を実施する前までとする。また、国庫補助事業等に係る整備計画等にあつては、計画を作成し、国等へ提出する前までとする。

2 再評価

実施時期は、以下の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業採択後または再評価実施後5年を経過した年の年度末までとする。ただし、一部事業では10年とし、該当する事業は細目で定める。
- (2) 事業採択前の準備・計画段階で5年を経過する事業は5年目の年度末までに実施する。この場合において準備・計画段階とは、事前評価を実施してから事業採択に至るまでの段階をいう。ただし、都市計画の決定又は変更が行われた事業については、「事前評価を実施」を「都市計画の決定又は変更」に読み替えることができる。
- (3) 第1号及び第2号に定めるもののほか、社会的状況の急激な変化等により、対象とする事業に対して再評価を実施する必要があると認められる場合に実施する。

3 事後評価

実施時期は、以下の各号に掲げるものとする。

- (1) 第3条第1号及び第2号の事業にあつては、事業完了後5年以内の年度末までに実施する。なお「事業完了」については、別途、細目で定める。
- (2) 第3条第3号の事業にあつては、効果の発現等を踏まえ、事業所管課が実施時期を決定する。

第5条 部審査会の設置等

- 1 評価の実施に当たり、対象事業を所管する部は、部の公共事業評価審査会（以下、「部審査会」という）を設置する。
- 2 部審査会は、必要に応じて、浜松市公共事業評価委員会設置要綱に基づく公共事業評価委員会（以下「委員会」という）の開催を求めることができる。
- 3 部審査会は、前項による委員会の開催を求めるに当たり必要があると判断した場合は、浜松市公共事業評価審査会設置要綱に基づく審査会（以下、「市審査会」という）の開催を求めることができる。

第6条 評価の実施方法

1 評価の実施主体

評価の実施は、対象事業の所管課が行う。

2 部審査会における審議

部審査会は、第7項第1号に基づき作成された資料により、審議を行い、対応方針（案）を作成する。

3 委員会における審議

委員会は、第5条第2項に基づき会議の開催の求めがあった場合、前項で作成された対応方針（案）を審議する。

4 市審査会における審議

市審査会は、第5条第3項に基づき会議の開催の求めがあった場合、第7項第2号に基づく資料の内容を審議する。

5 評価の手法

原則、事業ごとに、別途、細目で定める。

6 評価の視点および項目

評価を行う際の視点は以下の各号に掲げるものとし、具体的な評価項目は、事業の種別ごとにその特性に応じ、別途、細目で定める。

(1) 事前評価

事業の必要性

事業の効果

事業の実行性

事業または目的の妥当性

(2) 再評価

事業の進捗状況

事業を巡る社会経済情勢等の変化

事業採択時の費用対効果分析要因の変化

コスト縮減や代替案立案等の可能性

(3) 事後評価

事業効果等の確認

改善措置等の検討

同種事業へのフィードバック

7 評価に係る資料

(1) 事業所管課は、評価に係る資料として公共事業評価調書（以下「調書」という）を作成する。調書は、別記様式を参考に作成する。なお、必要に応じてその他の資料等を追加できる。

(2) 部審査会は、第5条第2項に基づき委員会の開催を求めるものと判断した場合には、調書及び対応方針（案）を委員会へ提出する。

第7条 委員会の公開

1 第5条第2項による委員会は、公開とする。ただし、公開することにより浜松市情

報公開条例第7条に規定する非公開情報が公になると市長が認める場合は、この限りではない。

- 2 市長は、前項のただし書きの規定により委員会を非公開にしようとするときは、その理由を明らかにしなければならない。
- 3 公開したものについては議事録を作成し、これを公表する。

第8条 対応方針の決定

市長は、事業評価についての委員会の意見を最大限に尊重し、対応方針を決定する。

第9条 評価結果等の公表

- 1 評価の結果及び対応方針を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、根拠等とともに公表する。
- 2 審議結果を踏まえた改善措置を講じた場合、速やかにその内容について公表する。

第10条 その他

この要綱に定めるものの他、必要なものについては、細目で定める。

附則

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 浜松市公共事業事前評価実施要綱は廃止する。
- 3 浜松市公共事業事後評価実施要綱は廃止する。
- 4 浜松市公共事業再評価実施要綱は廃止する。

公共事業評価調書 (事前評価)

担当部課名: _____ 部 _____ 課

事業名				
事業概要	【事業目的及び主な事業内容】			
	(1)事業目的			
	(2)主な事業内容			
	事業計画期間(予定)	令和 年度 ~ 令和 年度		
	事業(補助)採択(予定)	令和 年度		
	用地着手(予定)	令和 年度		
	工事着手(予定)	令和 年度		
	事業完了(予定)	令和 年度		
	事業費	計画事業費		(百万円)
		うち、国庫等支出金・各種負担金(歳入)	名称	金額 (百万円)
供用後、更新時までに掛かる想定維持管理費		(百万円)		
再評価(予定)	令和 年度			
事後評価(予定)	令和 年度			
事業の必要性				
事業の効果				
事業の実行性				
事業の妥当性				
対応方針(案)	部審査会審議日:令和 年 月 日			

公共事業評価調書(再評価)

担当部課名: _____ 部 _____ 課

事業名				
事業概要	【事業目的及び主な事業内容】			
	(1)事業目的			
	(2)主な事業内容			
	事業計画期間	令和 年度 ~ 令和 年度		
	事業(補助)採択	令和 年度		
	用地着手	令和 年度		
	工事着手	令和 年度		
	事業完了(予定)	令和 年度		
	事業費	当初計画事業費		(百万円)
		年度別投資実績・投資計画	令和 年度 ~ 令和 年度	(百万円)
令和 年度(評価年度)			(百万円)	
令和 年度 ~ 令和 年度			(百万円)	
計			(百万円)	
事前評価	令和 年 月			
事後評価(予定)	令和 年度			
事業の進捗状況				
事業を巡る社会経済情勢等の変化				
費用対効果分析要因の変化				
コスト縮減や代替案立案等の可能性				
対応方針(案)		部審査会審議日:令和 年 月 日 (1)対応方針 事業継続・見直し継続・休止・中止(いずれかに○) (2)事業継続以外の場合の取扱方針		

公共事業評価調書 (事後評価)

担当部課名: _____ 部 _____ 課

事業名				
事業概要	【事業目的及び主な事業内容】			
	(1)事業目的			
	(2)主な事業内容			
	事業計画期間(予定)	令和	年度 ~ 令和 年度	
	事業(補助)採択(予定)	令和	年度	
	用地着手(予定)	令和	年度	
	工事着手(予定)	令和	年度	
	事業完了(予定)	令和	年度	
	事業費	当初計画事業費		(百万円)
		投資実績		(百万円)
事前評価	令和	年 月		
再評価	令和	年 月		
事業効果等の確認				
改善措置等の検討				
同種事業へのフィードバック				
対応方針(案)	部審査会審議日:令和 年 月 日			

社会資本総合整備計画 (浜松市・事前評価)

計画の名称																	
計画の期間							交付団体										
計画の目標																	
計画の成果目標 (定量的指標)																	
定量的指標の定義及び算定式							定量的指標の現況値及び目標値			備考							
							当初現況値	中間目標値	最終目標値								
								-									
								-									
全体事業費	合計 (A + B + C)	百万円	A	百万円	B	百万円	C	百万円	効果促進事業費の割合 C / (A + B + C)								
交付対象事業																	
A 基幹事業																	
番号	事業種別	地域種別	交付団体	直接 間接	事業者	道路種別	省略 工種	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間 (年度)				全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
合計																	
B 関連社会資本整備事業																	
番号	事業種別	地域種別	交付団体	直接 間接	事業者	省略工種	要素となる事業名	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間 (年度)				全体事業費 (百万円)	備考		
合計																	
番号	一体的に実施することにより期待される効果										備考						
C 効果促進事業																	
番号	事業種別	地域種別	交付団体	直接 間接	事業者	省略工種	要素となる事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間 (年度)				全体事業費 (百万円)	備考		
合計																	
番号	一体的に実施することにより期待される効果										備考						

事前評価

事前評価の実施体制、実施時期	
事前評価の実施体制	事前評価の実施時期 令和 年 月 日 公表の方法
1 計画の必要性及び目標の妥当性	
()	
()	
2 整備計画の効果及び効率性	
()	
()	
3 計画の実現可能性	
()	
()	
部審査会 対応方針(案)	部審査会審議日：令和 年 月 日

社会資本総合整備計画 (浜松市・事後評価)

計画の名称										重点計画の該当								
計画の期間					令和 年度 ~ 令和 年度 (年間)		交付対象		浜松市									
計画の目標																		
計画の成果目標 (定量的指標)																		
定量的指標の定義及び算定式										定量的指標の現況値及び目標値		備考						
										当初現況値	中間目標値	最終目標値						
全体事業費		合計 (A+B+C+D)		百万円		A	百万円		B	百万円	C	百万円		D	-	効果促進事業費の割合 C / (A + B + C + D)		
交付対象事業																		
A 基幹事業																		
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間 (年度)				全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況	備考		
合計																		
B 関連社会資本整備事業																		
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間 (年度)				全体事業費 (百万円)	備考				
合計																		
番号	一体的に実施することにより期待される効果											備考						
C 効果促進事業																		
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接 間接	事業者	要素となる事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間 (年度)				全体事業費 (百万円)	備考				
合計																		
番号	一体的に実施することにより期待される効果											備考						

事後評価

事後評価の実施体制、実施時期		事後評価の実施時期		令和 年 月 日	
事後評価の実施体制		公表の方法			
1 事業効果等の確認					
()					
()	指標 ()	最終目標値		目標値と実績値に差が出た要因	
		最終実績値			
()	指標 ()	最終目標値		目標値と実績値に差が出た要因	
		最終実績値			
2 改善措置等の検討					
()					
()					
3 同種事業へのフィードバック					
()					
()					
4 特記事項					
部審査会 対応方針(案)		部審査会審議日：令和 年 月 日			

